

## 1. 議事日程

(平成20年第3回安芸高田市議会8月臨時会第1日目)

平成20年8月11日  
午前 10時開会  
於安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 議案第92号 安芸高田市ふるさと応援寄附条例  
日程第4 議案第93号 安芸高田市ふるさと応援基金条例  
日程第5 議案第94号 物品購入契約の締結について  
日程第6 議案第95号 平成20年度安芸高田市一般会計補正予算(第2号)  
日程第7 議案第96号 平成20年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)  
日程第8 議案第97号 平成20年度安芸高田市老人保健特別会計補正予算(第1号)

## 2. 出席議員は次のとおりである。(21名)

1番	山根 温子	2番	宍戸 邦夫
3番	明木 一悦	4番	秋田 雅朝
5番	田中 常洋	6番	加藤 英伸
7番	川角 一郎	8番	塚本 近
9番	赤川 三郎	10番	松村 ユキミ
11番	藤井 昌之	12番	青原 敏治
14番	杉原 洋	15番	入本 和男
16番	山本 三郎	17番	今村 義照
18番	玉川 祐光	19番	岡田 正信
20番	亀岡 等	21番	渡辺 義則
22番	松浦 利貞		

3. 欠席議員は次のとおりである（1名）

13番 金 行 哲 昭

4. 会議録署名議員

21番 渡 辺 義 則                      1番 山 根 温 子

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（11名）

市 長	浜 田 一 義	副 市 長	藤 川 幸 典
総務企画部長	田 丸 孝 二	市民生活部長	廣 政 克 行
地域経済推進部長	清 水 盤	消 防 長	竹 川 信 明
消防本部次長 兼総務課長	広 政 康 洋	総 務 課 長	沖 野 文 雄
行政経営課長	武 岡 隆 文	政策企画課長	竹 本 峰 昭
保健医療課長	久 保 ヒ ト ミ		

6. 職務のため議場に参加した事務局の職氏名（3名）

事 務 局 長	光 下 正 則	議 事 調 査 GL	児 玉 竹 丸
書 記	倉 田 英 治		



午前 10時00分 開会

○松浦議長

おはようございます。

ただいまの出席議員は21名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成20年第3回安芸高田市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいたさせます。

事務局長 光下正則君。

○光下事務局長

諸般の報告をいたします。

第1点、市長より、本臨時会に説明員として出席委任するものの職氏名の一覧表が提出されております。

第2点、市長より、3千万円以上1億5千万円未満の工事請負契約締結についての報告がありました。

第3点、市長より、市が資本金の2分の1以上を出資している法人の経営状況説明書について報告がありました。

第4点、監査委員より、平成20年7月分の例月出納検査結果の報告がありました。

それぞれの写しをお手元に配布いたしておりますのでご了承ください。

以上で諸般の報告を終わります。

○松浦議長

以上をもって諸般の報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

○松浦議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、21番 渡辺義則君、及び1番 山根温子さんを指名いたします。



日程第2 会期の決定

○松浦議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の運営について、過日、議会運営委員会を開き、ご協議いただいておりますので、その結果について、議会運営委員長 杉原洋君の報告を求めます。

○杉原議会運営委員長

平成20年第3回臨時会の運営につきまして、去る8月4日に議会運営委員会を開き、次のとおり決定いたしましたので報告いたします。

まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり、本日1日といたしました。

本臨時会に付議されます案件は、議案第92号「安芸高田市ふるさと応援寄附条例」ほか議案5件でございます。本6件につきましては、委員会付託を省略いたすことといたしました。

以上、報告を終わります。

○松 浦 議 長

お諮りいたします。

ただいまの委員長の報告のとおり、会期は本日 1 日とすることにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○松 浦 議 長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は 1 日と決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第 3 議案第 92 号 安芸高田市ふるさと応援寄附条例

日程第 4 議案第 93 号 安芸高田市ふるさと応援基金条例

○松 浦 議 長

日程第 3、議案第 92 号「安芸高田市ふるさと応援寄附条例について」の件、及び日程第 4、議案第 93 号「安芸高田市ふるさと応援基金条例」の件は関連しておりますので一括して議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長

おはようございます。

第 3 回臨時会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

このたびは、9 月定例会を前に、臨時会を招集させていただきましたところ、議員各位の皆様方にはご多用のなかご参集いただき、まことにありがとうございます。

本日ご審議いただきます案件は、「安芸高田市ふるさと応援寄附条例」ほか 5 議案でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議案第 92 号及び 93 号の提案理由について、関連がございますので、一括してご説明を申し上げます。

本案は、本年 4 月 30 日に改正された地方税法に基づき、従来の寄附金控除制を拡充させる形で「ふるさと納税制度」がスタートしたことに伴い、本市においてもこの制度を最大限活用していくため、新たに「安芸高田市ふるさと応援寄附条例」及び「安芸高田市ふるさと応援基金条例」を制定するものでございます。

この「ふるさと納税制度」を具体化するにあたっては、既にご提示しております「ふるさと納税制度を活用するための基本指針」を定め、「ふるさと納税」の趣旨等を周知すると同時に、「ふるさと納税」による寄附者の意思を尊重し、寄附金の使途や寄附に関する事務の透明性を確保することに留意をしたところでございます。

議案第 92 号「安芸高田市ふるさと応援寄附条例」では、寄附金を充当する事業区分を明確にし、寄附者があらかじめ充当して欲しい事業を指定することができる旨や、寄附金を適正に管理運営していくための基金の設置などを規定することとしております。

また、議案第 93 号「安芸高田市ふるさと応援基金条例」では、基金

へ積み立てる内容や基金の適正な管理について規定することとしております。

よろしくご審議を賜り、適当なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

総務企画部長 田丸孝二君。

○田丸総務企画部長

それでは、「安芸高田市ふるさと応援寄附条例」及び「安芸高田市ふるさと応援基金条例」につきまして、ご説明を申し上げたいと思います。

まず、寄附条例でございます。

第1条は目的を定めております。

第2条は事業の区分ということで、この基金を財源としまして6つの事業を行うということを明示しております。

第3条は寄附金の管理の運用ということで、別途基金を定め、管理をするということを定めております。

第4条は寄附金の使途の指定ということでございまして、寄附者が第2条に定めます事業区分において事業を定めることができるという規定でございます。

第5条は適用除外ということでございまして、寄附金以外の寄附については、この条例の規定を適用しないということでございます。

第6条は運用状況の公表ということで、寄附金に関する透明性を高めるために運用状況を毎年公表するということを定めたものであります。

第7条が委任ということで、詳細につきましては規則で定めるということを定めております。

次に、基金条例でございますけれども、第1条は設置ということで、基金を設置するということを、明示をしております。

第2条、積立てということで、基金へ積み立てる内容及び金額を定めることをしております。

第3条が、管理ということで、基金を適正に運用するための手法等を定めたものであります。

第4条は運用益金の処理ということで、利息等が生じた場合の処理の方法について定めております。

第5条は繰替運用ということで、財政的に必要がある場合は基金から借入れを行うことができるということの定めをしております。

第6条の処分でございますけれども、事業に使用する際の手続きを定めておるところであります。

第7条は相殺のための取崩しということでございますが、基金を預けている金融機関等に保険事故が発生をしたときに当該金融機関等に対する借入れの債務と当該預金等にかかる債権を相殺するために基金

を取り崩すことができるという定めをしているところであります。

第8条が委任ということで、必要な事項は市長が別途定めるということにしております。

以上であります。

○松浦議長 以上で要点説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本2件は委員会への付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長 ご異議なしと認め、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結します。

お諮りします。

これより議案第92号「安芸高田市ふるさと応援寄附条例」の件及び議案第93号「安芸高田市ふるさと応援基金条例」の件の2件を一括して起立により採決いたします。

本2件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長 起立多数であります。

よって、本2件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第5 議案第94号 物品購入契約の締結について

○松浦議長 日程第5、議案第94号「物品購入契約の締結について」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第94号「物品購入契約の締結について」提案理由をご説明申し上げます。

本案は、「安芸高田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定に基づき、災害対応特殊科学消防ポンプ自動車の物品購入契約を、株式会社クマヒラセキュリティと締結することについて、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、適当なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

消防長 竹川信明君。

○竹川 消防長 議案第 94 号「物品購入契約の締結について」要点をご説明申し上げます。

お手元に議案関係の資料としまして、災害対応特殊科学消防ポンプ自動車のイメージ図等を配布いたしておりますが、形といたしましてはこのようなイメージになろうかと思えます。

まず、この契約の締結に関しましては、去る 8 月 7 日に指名業者 6 社による入札を執行いたしております。その結果、株式会社クマヒラセキュリティが 4,505 万円で落札をいたしたところであります。税込みで申し上げますと、4,730 万 2,500 円になります。

この車両につきましては、低床 4 輪駆動のシャーシに A2 級というポンプを備えておりまして、水・タンク室を設けておりまして、水は 1,300 リットル、それから危険物に対応する薬剤、これを 500 リットルあわせ積載をしております。ガソリンスタンド等の油火災に威力を発揮するものでございます。

以上、簡単ですが要点の説明とさせていただきます。よろしく願います。

○松 浦 議 長 以上で要点説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○松 浦 議 長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、委員会への付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松 浦 議 長 ご異議なしと認め、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松 浦 議 長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。

これより議案第 94 号「物品購入契約の締結について」の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松 浦 議 長 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第 6 議案第 95 号 平成 20 年度安芸高田市一般会計補正予算 (第 2 号)



増額は、老人保健医療費の増に伴い、老人保健電算共同処理委託料を32万円、老人保健特別会計繰出金につきましては、繰出基準であります増加した老人医療費の8.4%相当額、これを自治体が負担するわけでありまして、その金額298万6千円を増額いたすものでございます。

7款の商工費、1項の商工費、2目の商工業振興費109万2千円の増額は、八千代地域振興施設フォルテの汚水処理施設の老朽化によりまして、ばっ気ブローア取替修繕工事費を計上したものでございます。

以上で要点の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○松浦議長

以上で要点説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

17番 今村義照君。

○今村議員

歳出のことでちょっとお伺いをいたしますが、ふるさと応援寄附金が報償費として10万円組まれておるわけでございます。これから察するに、約20件相当の件数を予定されているやに思うわけでございますが、問題は、あくまで、いかにそれこそ適正な形で啓発をするか、していくかというのが最大の課題だろうというふうに思うわけでございます。

これらの点について、どういう形でお進めしようと思われているのか、そこら辺のご説明をお願いしたいと思います。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

総務企画部長 田丸孝二君。

○田丸総務企画部長

こうした制度につきましては、安芸高田市がこういったことを行っているということを、市外の皆さんに広く知っていただくということが必要だろうというふうに思っています。

まずは、議決をいただきましたら、早速ホームページで、こうした事業を安芸高田市が始めたということを広く広報をしてまいりたいと思っております。

また、手法につきましては現在検討中ではございますけれども、8月23日にはビッグアーチでサンフレッチェのスポンサードゲームを行いますけれども、やはり安芸高田市がこうしたスポーツに対して積極的にかかわっている、そういったことの一部にこの寄附金を使うこともできますよというふうなことを含めて、しっかり宣伝をさせていただければと思っております。

また、旧町単位では、出身者の会等々もございますので、そういったところ、それから高等学校の同窓会等々、こういったところにも積極的に広報をしてまいりたいというふうに考えているところであります。

以上であります。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありますか。

〔質疑なし〕

- 松浦議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。  
本件は、委員会への付託を省略いたしたいと思えます。  
これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

- 松浦議長 ご異議なしと認め、これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔討論なし〕

- 松浦議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
お諮りいたします。  
これより議案第95号「平成20年度安芸高田市一般会計補正予算(第2号)」の件を、起立により採決いたします。  
本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 松浦議長 起立多数であります。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第7 議案第96号 平成20年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

- 松浦議長 日程第7、議案第96号「平成20年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」の件を議題といたします。  
この際、議案の朗読を省略いたします。  
提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

- 浜田市長 議案第96号「平成20年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」についての提案理由をご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、655万3千円を追加し、予算の総額を41億7,829万2千円とするものでございます。

歳入につきましては、繰越金655万3千円を追加するものでございます。

歳出につきましては、保健事業費136万5千円、諸支出金518万8千円を、それぞれ追加するものでございます。

よろしくご審議の上、適当なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

- 松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。  
市民生活部長 廣政克行君。

- 廣政市民生活部長 それでは議案第96号「平成20年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」につきまして、要点のご説明を申し上げます。

歳入でございますが、8 ページをお願いいたします。

11 款 繰越金、1 項 繰越金、1 目の療養給付費交付金繰越金、1 節 療養給付費交付金繰越金 518 万 8 千円、2 節 その他繰越金 136 万 5 千円のそれぞれの増額につきましては、平成 19 年度からの繰越金のうち、療養給付費交付金繰越金とその他繰越金でございます。

続いて、歳出でございますが、10 ページをお願いいたします。

8 款 保健事業費、2 項 保健事業費、1 目 保健衛生普及費 136 万 5 千円の増額につきましては、健診データ分析ソフト導入に伴う経費でございます。

本件につきましては、特定健診結果に基づきまして、9 月から実施いたします特定保健指導におきます個々の健診データを分析しまして、対象者に応じた保健指導帳票の作成・指導をするためのツール・手段として活用するとともに、経年データの確認・評価をするために活用したいと考えております。

11 款 諸支出金、1 項 償還金及び還付加算金、3 目 償還金 518 万 8 千円の増額につきましては、平成 19 年度療養給付費交付金の精算に伴います、社会保険診療報酬支払基金に対します償還金でございます。

以上、要点の説明を終わります。

○松 浦 議 長

以上で要点説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔質疑なし〕

○松 浦 議 長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松 浦 議 長

ご異議なしと認め、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松 浦 議 長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。

これより議案第 96 号「平成 20 年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）」の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松 浦 議 長

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第 8 議案第 97 号 平成 20 年度 安芸高田市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）

○松 浦 議 長

日程第 8、議案第 97 号「平成 20 年度安芸高田市老人保健特別会計

補正予算（第1号）」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

議案第97号「平成20年度安芸高田市老人保健特別会計補正予算（第1号）」についての提案理由をご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、3,555万5千円を追加し、予算の総額を5億5,552万円とするものでございます。

歳入につきましては、支払基金交付金1,777万8千円、国庫支出金1,184万円、県支出金295万1千円、繰入金298万6千円をそれぞれ追加するものでございます。

歳出につきましては、医療諸費3,555万5千円を追加するものでございます。

よろしくご審議の上、適当なるご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

市民生活部長 廣政克行君。

○廣政市民生活部長

それでは議案第97号「平成20年度安芸高田市老人保健特別会計補正予算（第1号）」につきまして、要点のご説明を申し上げます。

本案につきましては、医療諸費の医療給付費が当初見積りよりふえたため、今回増額をお願いいたすものでございます。

この医療給付費につきましては、毎月25日ぐらいに国保連合会等に支払います。月末には各医療機関へ診療報酬として国保連合会等から支払うものでございます。

まず、歳入でございますが、8・9ページをお願いいたします。

1款の支払基金交付金、1項 支払基金交付金、1目 医療費交付金、1節 現年度分の1,777万8千円の増額、交付率は50%になります。

2款 国庫支出金、1項 国庫負担金、1目 医療費負担金、1節 現年度分の1,184万円の増額、補助率は33.3%。

3款の県支出金、1項 県負担金、1目の医療費負担金、1節の現年度分の295万1千円の増額、補助率は8.3%でございます。

次の4款 繰入金、1項 一般会計繰入金、1目の一般会計繰入金、1節 一般会計繰入金の298万6千円のそれぞれの増額につきましては、医療給付費の増額に伴うものでございます。

先ほど一般会計でございましたが、一般会計の繰入金は8.4%となります。

続いて歳出でございますが、10ページ・11ページをお願いいたします。

1款の医療諸費、1項 医療諸費、1目の医療給付費、20節の扶助費

の3,555万5千円の増額につきましては、月遅れ請求や過誤請求に伴います医療費で、これまでの請求を見ますと、当初見積りより多い金額が、今後この長期6ヵ月にわたる支払いが発生する可能性が高いと見込みまして、このたび増額をお願いしているところでございます。

以上、要点のご説明を終わります。

○松浦議長

以上で要点説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔質疑なし〕

○松浦議長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、委員会への付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認め、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。

これより議案第97号「平成20年度安芸高田市老人保健特別会計補正予算（第1号）」の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもって本臨時会の日程はすべて終了いたしました。

これにて平成20年第3回安芸高田市議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

~~~~~○~~~~~

午前 10時36分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員